

平成28年6月定例会 県土整備委員会（事前）
平成28年6月6日（月）
[委員会の概要 企業局関係]

島田委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時38分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、企業局関係の調査を行います。

この際、企業局関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第14号 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
- 報告第6号 平成27年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第7号 平成27年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について
- 報告第8号 平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

黒石企業局長

6月定例会県議会に提出を予定しております企業局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の表紙裏の目次を御覧ください。

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について、平成27年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について、平成27年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について、平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について、の計4件でございます。

1ページを御覧ください。

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について、でございます。

（1）改正の理由及び（2）概要でございますが、川口発電所での水利使用許可が30年ぶりに更新されるに際し、近年、常時、発電に使用できる水量が減少していることに伴い、発電所の常時出力を改める必要がございます。

このことから、条例上の川口発電所の常時出力を3,900キロワットから3,000キロワットに改めることとしております。

次に、2ページをお開きください。

平成27年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について、でございます。

坂州発電所大規模改良事業、坂州橋架替事業、水力発電集中監視制御システム取替事業につきまして、平成28年度までの継続費を、お認めいただいているところでございますが、表の右から四つ目の欄、翌年度逓次繰越額に記載のとおり、営業費用では、坂州発電所大規模改良事業9,339万6,934円、その下の水力発電集中監視制御システム取替事業5万

8,255円、建設改良費では、坂州発電所大規模改良事業4億704万586円、坂州橋架替事業5,011万1,687円、水力発電集中監視制御システム取替事業4,066万7,063円を、翌年度へ逡次繰越ししております。

続きまして、3ページを御覧ください。

平成27年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について、でございます。

平成27年度に予定しておりました既設設備改良工事のうち、右から五つ目の欄でございますが、1億8,186万6,061円を翌年度へ繰り越しております。

繰越事業としましては、川口ダム自然エネルギーミュージアム整備工事ほか、9工事となっております。

繰越理由でございますが、展示方法などの工法検討に不測の日数を要したことなど、でございます。

次に、4ページをお開きください。

表題が、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額、となっておりますが、地方公営企業法では、建設又は改良に要する経費以外の繰越しにつきましては、全て事故繰越額として整理することになっております。

繰越事業としましては、川口発電所発電機用電力量計及び取引用VCT取替工事95万8,190円、川口寮駐車場進入路改良工事4万9,516円を翌年度に繰り越しております。

繰越理由でございますが、設計に関する協議が難航したためでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について、でございます。

平成27年度の建設改良費につきまして、右から五つ目の欄でございますが、吉野川北岸工業用水道改良工事2億2,777万1,311円、阿南工業用水道改良工事2億635万6,222円を翌年度に繰り越しております。

繰越事業としましては、鳴門配水本管（撫養）布設替工事、幸野配水支管布設替工事となっております。

繰越理由でございますが、地権者との交渉に不測の日数を要したためでございます。

次に、6ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額、でございます。繰越事業としましては、吉野川北岸工業用水道長岸水管橋撤去工事で、右から五つ目の欄でございますが、3,134万8,925円を翌年度に繰り越しております。

繰越理由でございますが、設計に関する協議が難航したためでございます。

これら繰り越しました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上が、6月定例県議会に提出を予定しております企業局関係の案件でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

島田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、一日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

先ほど、局長より、徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正ということで御説明を頂きました。

発電所の出力うんぬんというのは、わかりにくいところがあるんですが、3,900キロワットから3,000キロワットに改めることとしたということですが、この点を少し詳しく御説明いただけたらと思います。

湯浅電力課長

ただいま条例改正につきまして御質問いただきました。

地方公営企業法第4条において、地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を条例で定めることとされております。当該規定に基づきまして、企業局では、電気、工業用水道、土地造成及び駐車場の4事業を設置、そして土地造成を除く3事業の事業規模について条例で定めております。その中で、川口発電所の常時出力も定められております。

今回、30年ぶりに川口発電所に係る水利使用許可が平成28年3月31日に期限を迎え、平成27年12月17日付で許可申請を行いまして、平成28年4月1日に水利使用が許可されております。この許可申請の際に必要な過去の流況から算出されます発電に係る常時使用水量、これは過去10年間のデータから算出されますが、毎秒22.47立方メートルから毎秒17.75立方メートルに減少いたしました。これに伴いまして、条例において事業規模を規定するもののうち、常時使用水量から算出される川口発電所の常時出力が3,900キロワットから3,000キロワットに減少することとなったため、今回、条例改正を行う必要が生じたものでございます。

なお、川口発電所の最大出力は1万1,700キロワットで、現状のままとなっております。

岩丸委員

今御説明いただいたわけですが、電気事業会計というと、企業局でも相当大きなウエートを占めているのではないかと思います。その中で、この川口発電所の常時出力が約二十数%ダウンとなってきた場合に、発電量が大切になってくるんですか。少しわかりにくいんですが、これに対して、いわゆる売電の料金等々を含めてどんな影響が出てくるのか御

説明いただきたいと思います。

湯浅電力課長

売電等への影響についての質問でございますが、先ほどの水力発電所の常時出力は、過去10年間の渇水時の河川流量を平均して統計的な常時使用水量から算出されるものです。一方、発電量は水利使用許可における最大使用水量、川口発電所の場合は、毎秒70立方メートルを上限としまして、実際にこれから降る雨の量や降り方によって変わる河川流量を使用することによって決まっておりますので、今後の料金収入につきましても、これから降る雨の量と、雨の降り方によって変動してまいります。

したがって、今回の常時出力の変更が発電量に直接影響することはないものと考えております。

岩丸委員

少しわかりにくいのですが、今後の雨量や水量で変わってくると。出力が下がったのに、大丈夫かなというのがあるんですが、発電所の詳しいところについてわかりにくいですが、これは仕方ないかなと。それで、決まっているようなことではありますが、今後の推移を見守っていきたいと思います。

達田委員

今御説明を頂いた5ページの4、工業用水道事業会計予算繰越計算書で、翌年度の繰越額が予算の半分以上となっているんですが、これが地権者との交渉に不測の日数を要したためと書かれております。私は、こういう施設そのものが既にあるので、なぜ地権者との交渉というのがあるのかなと不思議に思いましたので、その点説明していただけたらと思います。

原田工務課長

ただいま阿南工業用水道事業の繰越しについての御質問でございます。

阿南工業用水道事業におきまして、管路等につきましては、道路等の中に入れておりますが、今回の工事では、一部工業用水道管の接続部につきまして、用地の都合上、少し民地を買収する必要がございました。その分で用地交渉をしたんですけれども、地図の訂正がございまして繰越しせざるを得なかった状況でございます。

達田委員

吉野川北岸工業用水道については。

原田工務課長

吉野川北岸工業用水道につきましては、工事におきまして推進工法という形で地下をくぐらす工事をやっているわけでございますけれども、仮設備工事部分につきましても用地が必要ですので、その借地交渉に時間がかかりまして繰越しせざるを得ない状況でござ

います。

達田委員

これはもう解決の見通しがついて、何年もかかるということはないわけですね。

原田工務課長

現在、工事の方は順調に進んでおりまして、吉野川北岸工業用水道につきましては、来年の3月までかかりますけれども、今年度中に終わるような形で進めております。

島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企業局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時52分）